

特集

インクルーシブ教育と共同の原理

特集にあたって

インクルーシブ教育で大切にしたいこと

大久保 哲夫

おおくぼ てつお
奈良教育大学名誉教授
本誌編集委員

ユネスコとスペイン教育科学省共催で、1994年、スペインのサラマンカで特別なニーズに関する世界大会が開催され、「特別なニーズに関するサラマンカ声明と行動大綱」が採択された。そこで「インクルーシブな教育」「インクルーシブな学校」が全面に打ち出され、このころからわが国でも関係者がそのような考えに注目するようになった。

そして2002年から始まった国連の障害者権利条約特別委員会でもこのインクルーシブな教育について審議がすすめられ、この障害者権利条約は2006年の国連総会で採択された。わが国政府はインクルーシブ教育については消極的だったが、最終的には同意した。

わが国でも2006年の通常国会で特殊教育を特別支援教育に改める学校教育法の一部改正がなされたが、参議院では付帯決議で「インクルージョンの理念を踏まえ」とされた。これからのわが国の障害児教育を展望する場合、インクルーシブ教育をどう捉え、どのように構築していくかが重要な課題といえる。

インクルーシブ（すべてを含む）ということばの意味合いから、一部にインクルーシブ教育では特別なニーズをもつ子どもすべての通常の学校で受け入れると理解する向きもあるが、さきのサラマンカ声明も特別学校の意義に触れ、特別学校の存在を否定してはいない。声明はまたインクルーシブ教育を成功させるには「カリキュラム、施設、学校組織、教育方法、評価、スタッフ、学校の気風および教科外活動の変化

が必要」であり、インクルーシブ教育は「幅広い教育改革の一部」であるとも言っている。

そこでこの特集ではまず、インクルージョンとかインクルーシブ教育という考えはいつごろなぜ起こったのか、欧米先進諸国ではインクルーシブ教育をどのようにすすめようとし、どのような問題を抱えているのか読者が理解を共有しあえるようにした（清水論文、荒川論文）。

そこでは教育における市場原理、競争原理とのジレンマが指摘されているが、わが国も教育政策ではそれらは1960年代から始まっており、最近では全国一斉学力調査が復活したり、学校教育法の一部改正で教育目標から「人間相互の関係について、正しい理解と協同」の項目が消されるなど、ますますひどくなってきている。

わたしたちはこれまで、こうした障害のある子どもを切り捨てる市場原理、競争主義に抗して権利としての障害児教育を創造するなかで、障害のある子どもと障害のない子どもとの「共同教育」の取り組みを発展させてきた（藤森報告）。わが国の障害児教育が特別支援教育としてすすめられつつあるいま、インクルーシブな教育としてそれを充実させていくにはこの「共同の思想」をきちんと踏まえ（折出論文）、具体策を講じていかなければならない（越野論文）。その具体的な取り組みの一端を福井、山口、京都、北海道から報告いただいた。

この特集が今後のわが国のインクルーシブ教育の構築にいささかでも貢献できれば幸いである。